




整理番号	1-8-04-01
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

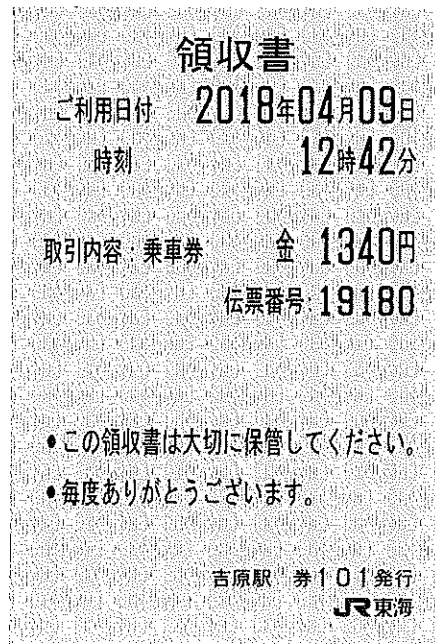
支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費 <u>要請陳情等活動費</u> ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県道信号整備要望 (県庁)		
年月日	平成30年4月9日～平成 年 月 日	金額	1,940円

目的	富士市北松野地区内県道信号整備要望のため担当者と協議
使途	交通費 (JR吉原駅からJR静岡駅 往復) と (岳南富士岡駅から岳南吉原駅 往復)
政務活動・ 県政との 関連性	県民の交通安全対策の実現のため現場の実情を調査し、担当者に伝える

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全てが政務活動費	1,940円	100%	1,940円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支 払 証 明 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

(整理番号 1-8-04-01)

下記のとおり支払ったことに相違ありません。

平成30年4月9日

議員氏名 鈴木 澄美



支払先	内容・積算の内訳	金 額 (円)
岳南電車	岳南富士岡駅から JR 吉原駅まで往復	600 円

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃（例：私鉄・路線バス等への現金乗車）及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができます。

整理番号 1-8-04-02

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー用紙購入		
年月日	平成30年4月10日～平成	年月日	金額 2,272円

目的	政務活動事務処理
使途	コピー用紙購入費
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動事務処理

D2ケーヨーダイツ
* 富士比奈店 * TEL 0545-34-5131

領収書

毎度ありがとうございます
商品の返品・交換は、1週間以内に
お申し込み致します。レシートを
必ずご一緒にお持ち下さい。

2018年 4月10日 (火) 17:41

北・用紙 A3 2個 ¥1,334
北・用紙 A4 500枚入 10個 ¥3,210
小計 12点 ¥4,544
(内税対象額 ¥4,544)
(消費税等 ¥336)

現金 ¥4,544
お預り ¥10,000
お釣り ¥5,456

保管上のお願
印字面を内側に折って保管下さい
★印はレシート・クーポン/税制対象商品

チラシへGO!

お買得情報はこちら

※チラシを実施していない日は
ご覧になれませんのでご了承下さい

キヨウチヤ : 440062
R0001-#4847

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	4,544円	1/2	2,272円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-8-04-03
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	世界遺産富士山保存管理推進議員連盟 山口・福岡県視察		
年月日	平成30年4月17日～平成30年4月19日	金額	80,894円

目的	世界文化遺産に登録された明治日本の産業革命遺産(山口県萩市)と、「神宿る島」宗像・沖の島と関連遺産群(福岡県宗像市ほか)の遺産の保存管理、観光振興などへの取り組み調査を行う。
使途	交通費(航空運賃・新幹線と現地バス交通費)、宿泊費、振り込み料
政務活動・県政との関連性	世界文化遺産富士山の保存管理、今後の活用について本県の取り組む課題や方向性の参考とする。特に保存管理と観光振興のバランスのあり方について注視した。
<<領収書貼付枠>> 別紙、請求書、領収証参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	80,894円	100%	80,894円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-4-3

ご旅行代金内訳書

鈴木 澄美 様



観光庁長官登録旅行業第64号
株式会社JTB

【平成30年度 世界遺産富士山保存管理推進議員連盟視察】

静岡支店
〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9
TEL 054-251-2398
支店長：杉浦 孝典
取扱管理者：
担当者：
作成日：2018年5月8日

この度はJTBをご利用頂きましてありがとうございます。
ご依頼の手配につきまして、ご請求の内訳は下記の通りとなります。

代金： ¥80,246 ※

項目	摘要	単価	数量	金額
JR代	4/17 新富士⇒新山口、小倉⇒新富士 普通指定	¥39,130	1	¥39,130
宿泊代	4/17 萩ロイヤルインテリジェントホテル(1名1室朝付)	¥7,500	1	¥7,500
宿泊代	4/18 ロイヤルホテル宗像 (1名1室 朝付)	¥11,800	1	¥11,800
貸切バス代	中型バス ガイド付 3日間1台(1名あたり料金)	¥17,841	1	¥17,841
入場代	4/17 萩 菊屋家住宅	¥600	1	¥600
入場代	4/17 萩 青木家住宅	¥100	1	¥100
入場代	4/17 萩 明倫学舎	¥300	1	¥300
入場代	4/17 萩 木戸孝允旧宅	¥100	1	¥100
車両航送賃	4/18 神湊⇄大島 往復 中型バス(9m未満) 1台	¥1,327	1	¥1,327
乗船代	4/18 神湊⇄大島 往復 団体割引	¥1,008	1	¥1,008
旅行企画料金		¥540	1	¥540
合計				¥80,246
【備考】				

1-8-4-3

領 収 証

JTB



No 60000478100-01-76
2018年 5月 17日

鈴木 遼美 様
下記の金額正に領収いたしました

¥ 80,246 ※

但し 4月17日 視察にかかわるご旅行代金として

ご入金
内 訳

2018/05/16 振 込 総計 80,246

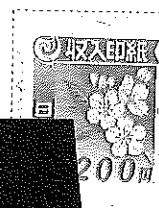
出納責任者



取扱者



054-251-2398



領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

④3200023

B 048748

お客様用

1-8-4-3

御見積書兼内訳書

鈴木 澄美 様



観光庁長官登録旅行業第64号
株式会社JTB

【平成30年度 世界遺産富士山保存管理推進議員連盟視察】

静岡支店
〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9
TEL 054-251-2398
支店長：杉浦 孝典
取扱管理者：[REDACTED]
担当者：[REDACTED]
作成日：2018年6月8日

この度はJTBをご利用頂きましてありがとうございます。
ご依頼の手配につきまして、ご請求の内訳は下記の通りとなります。

代金： **¥105,692 ※**

項目	摘要	単価	数量	金額
JR代	4/17 新富士⇒新山口、小倉⇒新富士 普通指定	¥39,130	1	¥39,130
宿泊代	4/17 萩ロイヤルインテリジェントホテル(1名1室朝付)	¥7,500	1	¥7,500
宿泊代	4/18 ロイヤルホテル宗像 (1名1室 朝付)	¥11,800	1	¥11,800
貸切バス代	中型バス ガイド付 3日間1台(1名あたり料金)	¥17,841	1	¥17,841
弁当代	4/17 一富士ヶータリング	¥1,620	1	¥1,620 ✓
夕食代	4/17 萩 ダイニングまめた	¥5,724	1	¥5,724 ✓
昼食代	4/18 門司 三井倶楽部	¥1,490	1	¥1,490 ✓
夕食代	4/18 ロイヤルホテル宗像	¥7,750	1	¥7,750 ✓
昼食代	4/19 小倉ステーションホテル内「八くら」	¥2,160	1	¥2,160 ✓
入場代	4/17 萩 菊屋家住宅	¥600	1	¥600
入場代	4/17 萩 青木家住宅	¥100	1	¥100
入場代	4/17 萩 明倫学舎	¥300	1	¥300
入場代	4/17 萩 木戸孝允旧宅	¥100	1	¥100
車両航送賃	4/18 神湊⇄大島 往復 中型バス(9m未満) 1台	¥1,327	1	¥1,327
乗船代	4/18 神湊⇄大島 往復 団体割引	¥1,008	1	¥1,008
食事時追加飲物代	合計合算(一人あたり)	¥6,702	1	¥6,702 ✓
旅行企画料金		¥540	1	¥540
				¥105,692

✓
✓
✓
✓
✓
✓

✓

25446-
(80246)

ご利用明細
静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。




年 月 日 振替先店番・科目・口座番号 114
30:05:16
銀行番号 店番号 科目 口座番号
お取扱店 お取引内容 お取引金額
0277 お引出し ¥105,692
お振り 残高
おつり
キャッシング 手数料 時刻
¥64809380012
クレジット・デビット・プリペイドカード決済不可
三井住友銀行 静岡支店 06.520.38
〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9
TEL 054-251-2398

06.520.38 (裏面もご覧ください)
ススキ スミヨシ 様
TEL0545-34-0683

世界文化遺産視察（山口県萩市、福岡県福津市・宗像市）行程表

日次	月日（曜日）	時間	行程
1	4月17日(火)	08:12	熱海駅出発（こだま 635号）
		08:24	三島駅出発（こだま 635号）
		08:39	新富士駅出発（こだま 635号）
		08:50	静岡駅到着 （ひかり 463号に乗換え）
		09:10	静岡駅出発（ひかり 463号）
		09:37	浜松駅出発（ひかり 463号）
		10:07	名古屋駅到着 （のぞみ 17号に乗換え）
		10:13	名古屋駅出発（車中で昼食（弁当））
		12:57	新山口駅到着 （借上バスで移動）
		14:30	世界遺産「明治日本の産業革命遺産」（萩市） ・萩・明倫学舎（世界遺産ビジターセンター） （借上バスで移動）
		16:20	・萩城下町（萩城跡、木戸孝允旧宅など） （借上バスで移動）
		17:50	（借上バスで移動）
18:00	萩ロイヤルインテリジェントホテル到着（宿泊）		
2	4月18日(水)	08:00	萩ロイヤルインテリジェントホテル出発 （借上バスで移動）
		08:30	世界遺産「明治日本の産業革命遺産」（萩市） ・萩反射炉、松下村塾
		09:20	（借上バスで移動（中国・九州自動車道利用））
		11:10	門司港レトロのレストランで昼食
		12:00	（借上バスで移動）
		13:50	神湊港出発（フェリーで移動）
		14:20	大島港到着 世界遺産「宗像大社（中津宮・沖津宮遥拝所）」
		16:20	大島港出発（フェリーで移動）
		16:50	神湊港到着 （借上バスで移動）
		17:10	玄海ロイヤルホテル到着（宿泊）

3	4月19日(木)	09:00	玄海ロイヤルホテル出発 (借上バスで移動)
		09:20	世界遺産「新原・奴山古墳群」
		09:50	(借上バスで移動)
		10:00	海の道むなかた館→世界遺産「宗像大社(辺津宮)」 →宗像大社神宝館、
		11:00	(借上バスで移動)
		12:00	小倉駅(昼食)
		13:27	小倉駅出発(のぞみ32号)
		15:38	新大阪駅到着 (ひかり474号に乗換え)
		15:43	新大阪駅出発
		17:06	浜松駅到着
		17:32	静岡駅到着(こだま668号に乗換え(17:52発))
		17:55	三島駅到着(ひかり474号)
		18:04	新富士駅到着(こだま668号)
		18:31	熱海駅到着(こだま668号)

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県 外 調 査 概 要 書</p> <p>平成30年4月19日</p> <p>会派名・議員氏名 自民改革会議 鈴木澄美</p>						
目 的	世界文化遺産に登録された明治日本の産業革命遺産（山口県萩市）と、「神宿る島」宗像・沖の島と関連遺産群（福岡県宗像市ほか）の遺産の保存管理、観光振興などへの取り組み調査を行う。					
年 月 日	平成30年4月17日～19日					
場 所	<p>4月17日 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」 （萩市明倫学舎世界遺産ビジターセンタ・ 萩城下町萩城跡・木戸孝允旧邸など）</p> <p>4月18日 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」（松下村塾・萩反射炉） 世界遺産「宗像大社（中津宮・沖津宮遙拝所）」（大島交流館・島内）</p> <p>4月19日 世界遺産「新原・奴山古墳群」（福津市） うみの道むなかた館（宗像市） 世界遺産「宗像大社（辺津宮）」（宗像市）</p>					
内 容	<p>1. 行程</p> <p>2. 応対者</p> <p>3. 聴取内容</p> <p>4. 県政への反映</p> <p>以上について別紙参照</p>					

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

明治日本の産業革命遺産(山口県萩市)

視察日時 平成30年4月17日(火) 14:30～17:30
 視察場所 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」萩市明倫学舎
 (世界遺産ビジターセンター)
 萩城下町(萩城跡、木戸孝允旧宅など)
 対応者 萩市担当者およびNPO法人萩観光ガイド協会担当者

初日の今日は、県内葦山の反射炉が世界産業革命遺産に登録され、その遺産群の一つである山口県萩市にある世界遺産ビジターセンターとなっている明倫学舎と萩城下町を視察した。

萩市には、長州藩に所属し日本の工業改革の源となった5人の足跡を示す、世界遺産ビジターセンターの明倫学舎がある。長州藩といえば、吉田松陰を筆頭に伊藤博文や、山尾庸三、井上勝、井上馨、遠藤謹助など、近代日本の工業技術の発展の基礎を築くために、海外に出向いて経験を積みあげた先駆者の生誕地であり、世界遺産産業革命遺産となった遺構なども存在する特別な地域である。

明治維新の推進役としてこの地域である長州藩が果たした役割は大きなものがある。

萩藩校「明倫館」は、享保3年(1718年)に第5代藩主吉元が毛利家家臣の子弟教育のために、萩城三の丸に建てた藩校である。その後、旧明倫小学校舎が建築され、平成26年まで授業が行われていたが、平成29年に世界遺産センターとしてオープンした。



(世界遺産ビジターセンターの旧明倫学舎)



(もと小学校を施設として活用)

施設は、由緒ある明倫小学校の歴史的価値観を残す展示室のほか、幕末ミュージアムや世界遺産ビジターセンターがある。幕末ミュージアムには、日本の工業技術の源流となった展示コーナーがあり、天文、地理、医学、技術の各テーマに分かれ、それぞれの背景を示す実物の展示あり、長州藩との関わりも解説することで、この地が日本の工業技術の発祥の地であることが理解できる。

世界遺産ビジターセンターでは、明治維新の原点・萩 日本近代化への軌跡や、世界文化遺産明治日本の産業革命遺産、19世紀中期の世界と日本工業化、試行錯誤の舞台、製鉄近代化への挑戦・造船近代化への挑戦など、萩だけではなく日本の工業近代化の足跡が理解できる展示内容となっている。



(説明するNPOの観光ガイド)



(長州ファイブと呼ぶ5人の有志達)

萩の特色は、ハードについて触れることはもちろんのこと、その原点となった真に日本の工業化の礎をつくった賢人達の活躍が最大の強みと感じた。その意味では、蕪山の反射炉は萩を核とした日本近代化の足跡の一部としての存在を感じざるを得ない。とはいえ、日本の製鉄業の歴史では、萩で成し得なかった反射炉を蕪山で実現できたことは、一定の評価に値するものといえる。

産業革命遺産は富士山世界遺産とは位置づけが異なり、明治維新で国を挙げて各地で改革が進んだ証と言えるのかもしれない。

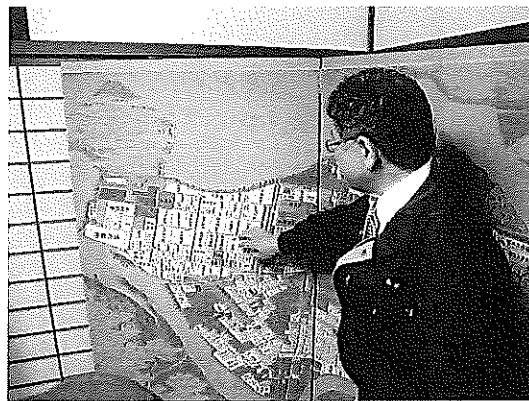
その後は、幕末に日本が産業化を目指した当時の地域社会における政治・行政・経済を表す資産が点在する萩城下町を視察した。

幕末の若き獅子たちが工業化という視点で取り組んできた歴史は、私の地元富士市がものづくり、製紙業の発祥の地といわれながらも、萩(長州)の取り組みがその原点であることを再認識した。

世界遺産ビジターセンターの明倫学舎は小学校の建物を活用している。本県のふじのくに地球史ミュージアムも、もと県立高校の建物を活用したもので、リノベーションの視点からも参考となる施設であった。



(高杉晋作、伊藤博文、木戸孝允などの名が登場する旧萩城下町)



(萩市の職員から萩城下町の特徴などを聞いた)

世界遺産「明治日本の産業革命遺産」(山口県)と

世界遺産「『神宿る島』宗像・沖の島と関連遺産群」(福岡県)

視察日時 平成30年4月18日(水) 8:30～9:20(山口県萩市)
14:20～16:00(福岡県宗像市)

視察場所 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」萩反射炉、松下村塾
世界遺産「『神宿る島』宗像・沖の島と関連遺産群」

宗像大社(中津宮・沖津宮遙拝所)

対応者 福岡県及び宗像市担当者

本県伊豆の国市にある韮山反射炉と同じように、我が国の開国と国を守ることに大きな課題を突きつけられた歴史を担う萩反射炉を視察した。海防強化の一環として西洋式の鉄製大砲鑄造を目指した薩摩藩が試作的に築いたのが萩反射炉である。現在は、高さ10.5mの煙突部分しか残っておらず、韮山反射炉と比較しながらその歴史を振り返ってみた。

基本の技術は佐賀藩が取得していたものだが、韮山の反射炉は幕府の天領内に有り、萩はそれとは異なる立場から、技術的な支援が受けることが叶わず本格的な反射炉を構築することができなかったという説を聞いた。工業技術を国の柱に掲げる長州藩も、時の政治的な判断により、目的が達成できなかった背景がある。

世界遺産である「日本の産業革命遺産」は、全国各地に散らばる構成資産に関連づけることにも意味があることを理解した。萩反射炉を視察して、本県の韮山反射炉は国内唯一の完成した施設である理由が理解できる。

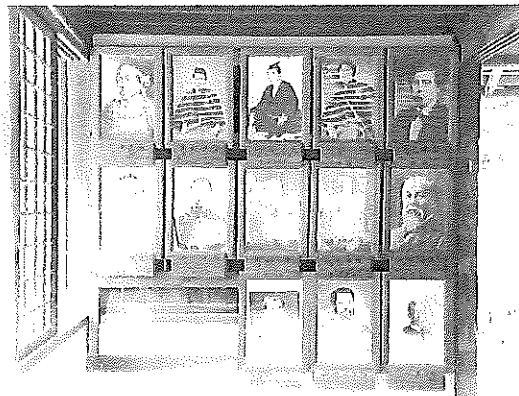
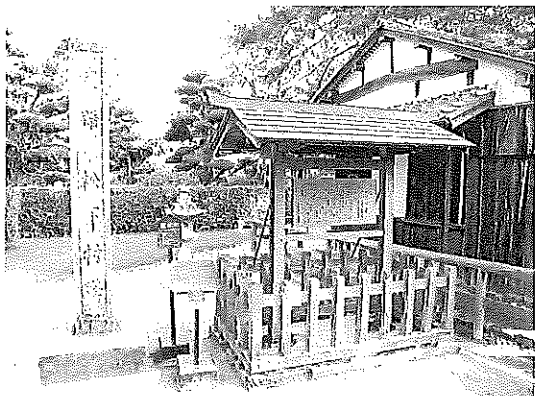


(萩反射炉。試作というだけに韮山反射炉とは様相が異なる)

松下村塾は、吉田松陰が安政4年から5年に主催した私塾で、松陰は身分や階級にとらわれず塾生として受け入れ、久坂玄端や高杉晋作、伊藤博文、山形有明など

の明治維新の原動力となり、明治新政府で活躍した多くの逸材を育てた。現在は、松陰神社の中に松下村塾や吉田松陰の生家が移築され、世界遺産の構成資産となっている。

松下村塾は、人によって国がつくられるという「明治日本の産業革命遺産」の中でもその牽引役となった多くのキーマンを輩出した重要な役割を果たした施設である。韮山の反射炉でも単体でとらえるのではなく、キーマンとの関連も伝えていくべきと考える。



(松下村塾。移築され、松陰神社内にある) (松下村塾で学んだ塾生達)

国内の世界遺産では一番若い登録となる、『「神宿る島」宗像沖ノ島と関連遺産群』は、富士山と同じように世界文化遺産として「信仰」が共通のテーマとなる世界遺産である。

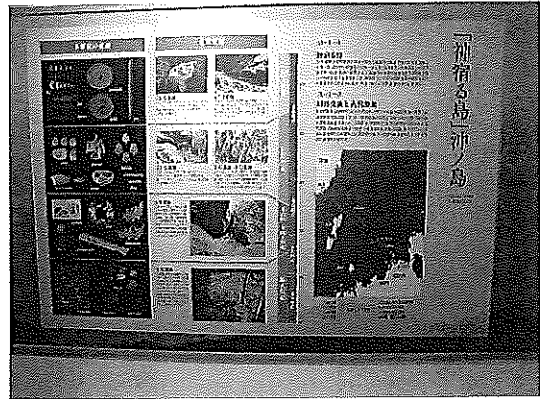
構成遺産には、宗像大社を起点に、九州北部の玄界灘を朝鮮半島まで並ぶ、辺津宮、中津宮、沖津宮遙拝所、沖津宮がある。宗像大社は、天照大神の三柱の御子神である、田心姫神、湍津姫神、市杵島姫神をお祭りしていて、安全の神様といわれている。北九州から朝鮮半島までの玄界灘は、素晴らしい漁場であり、朝鮮半島との交流のルートであったことから、海の安全祈願は最優先の課題であった。

辺津宮は、本土である宗像市にある宗像大社の三つの宮の一つ。中津宮と沖津宮遙拝所は、宗像市から船で30分ほどいったところにある「神を守る島」といわれる大島にあり、中津宮は宗像大社の一つで、沖津宮遙拝所は49km離れた沖津宮がある沖ノ島を遙拝する拝殿の役割を果たす施設。そして「神が宿る島」である沖ノ島には沖津宮があるという構成で、沖ノ島は一般の立ち入りは一切禁止されている島となっている。

沖ノ島からは8万点を超える歴史的価値のある遺跡遺構が見つかり、その全てが国宝といわれる、まさに「神宿る島」であり、世界遺産としての価値観は十分理解できる。視察では、沖ノ島以外を訪れることができ、福岡県の担当者および宗像市の職員から、世界遺産登録に至るまでの経緯や今後の課題などについて説明を受けた。



(本土から船で30分、11kmにある大島)



(大島交流館にて構成資産概要を聞く)

富士山は世界文化遺産として登録され、「信仰の対象と芸術の源泉」といわしめることが原点であることを再度認識し、観光振興は大切であるが本来の価値観を損ねないようにと取り組む「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の取り組みに刺激を受け、富士山の世界遺産の保全に向けた取り組みを再度見つめ直していきたいと思う。



(沖津宮遙拝所。拝殿の背後に沖の島がある)(沖の島はここから41km。視界不良)



(中津宮が本土と沖の島を中継する)



(中津宮裏手の湧水。唯一持ち帰り可。)

世界遺産「『神宿る島』宗像・沖の島と関連遺産群」

新原・奴山古墳群と宗像大社(福岡県)

視察日時 平成30年4月19日(木) 9:20~11:00

(福岡県福津市および宗像市)

視察場所 世界遺産「『神宿る島』宗像・沖の島と関連遺産群」

世界遺産「新原・奴山古墳群」

海の道むなかた館

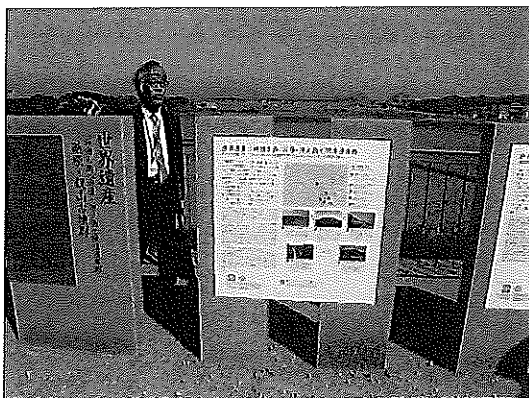
大社(辺津宮)

対応者 福岡県及び福津市・宗像市担当者・宗像大社権宮司

最初の視察先は、世界遺産「新原・奴山古墳群」で、福津市内の古墳群を見下ろす丘の上から、福岡県ならびに福津市教育委員会の担当者から説明を受けた。

古墳群は全部で41基が現存しており、古代豪族、宗像氏の墳墓群である。内訳は、前方後円墳が5基、円墳が35基、方墳が1基。古墳群は台地の上に存在し、田園の向こうにある玄界灘を見渡す、海を意識した配置となっている。生前も亡き後も海の安全を祈る姿は変わらない。

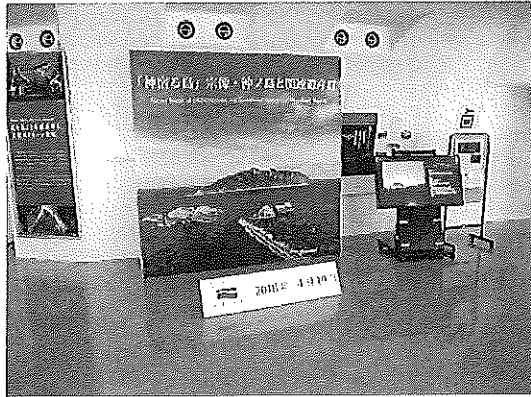
世界遺産登録の際には、古墳群をどう位置付けるのかが課題となったという。その背景には古墳の調査は十分に行われておらず、今後どのような出土品があるか、新たな発見に期待がかかる。



(新原・奴山古墳群を説明する福津市職員) (石碑の向こうに見えるのが古墳群)

次に訪れたのは、遺産群の世界遺産としての価値と魅力を伝える展示・解説施設である、辺津宮の北側にある宗像市郷土文化学習交流館の「海の道むなかた館」で、まだ展示内容においては完成した状況ではないが、一般の人達が立ち入ることができない沖の島を訪れたと同じような感覚にさせることを目的に開発中の、3D映像を見

せていただいた。富士山世界遺産センターのそれよりも大きなスクリーンで、観客席を取り囲むように回り込んだスクリーンには圧倒される。そのほか、様々な展示を通じて体験学習ができる施設となっている。



(宗像市郷土文化学習交流館では、3D映像で沖の島を紹介している)

最後は、世界遺産「宗像大社(辺津宮)」と、宗像大社神宝館を視察した。冒頭で権宮司から大社の世界遺産に対する考え方などを聞いた。世界遺産に登録する目的の中には登録による観光振興などに大きな期待がかかるものであるが、ここでは本来あるべき姿の「信仰」に力を入れ、これまでに1000年続いてきた歴史を、今後も次の世代に継承することが大切である。世界遺産への登録はあくまでも手段でしかない。この場所に来て日本の文化を学び、やがて観光が後からついてくるものと信じている。近隣の住民達は信仰心が厚く、世界遺産に登録されると観光が先行していくのではという懸念を抱く人もいた。そのような背景をこれからも大切にしていきたいと結んでいる。



(宗像大社辺津宮)



(権宮司が直接対応していただいた)

神宝館には沖の島で発見された8,000点にも及ぶ出土品などが展示され、そのほとんどが国宝という極めて異例の場所であることがうかがえる。解析の終わって

ないものを含めると12,000点に及ぶというのでさらに驚かされた。日本と朝鮮半島を通して大陸を結ぶ重要な要所であったことは間違いない。この状況から、海を安全に行き来するために神に祈るという信仰は必然的なものであり、1000年間続いてきた歴史の重みを痛感した。

沖の島は長い歴史の中で一度も女性が足を踏み入れたことはない。最近いろいろと話題になっている男尊女卑のような見方をすると、今の時代に合うのかという意見も出そうであるが、命をかけて航海する厳しい環境に、大切な女性を引き入れるべきではないという見方があるという説明には、何か納得できるものがある。

さらに沖の島は一般の人も立ち入ることができず、辺津宮の宮司15人が年間を通じて沖の島に交代で常駐し島を守っているということで、最近ではダイバーが島の周りに来ることや領海などでも微妙な地域にあることから、様々な懸念があるという。



(辺津宮拝殿)



(沖の島から発掘された
多くの国宝を収蔵する神宝館)

同じ信仰を対象とした富士山ではこのような問題は生じないが、保全という見方をすればそれぞれが課題を抱えており、先に触れた信仰と観光とのあり方についても、いろいろと考えさせられる視察であった。

整理番号	1-8-04-04
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	市役所幹部OB会への県政報告		
年月日	平成30年4月26日～平成	年 月 日	金額 320円

目的	富士市役所幹部OB会での県政報告と意見交換
使途	駐車場料金
政務活動・ 県政との 関連性	平成30年度県政方針について市民へ広報すると共に、意見聴取を行う。

《領収書貼付枠》

吉原本町駐車場
富士市役所

領 収 証




A 精算No. 000411
 発券機 #01 発券No. 091702
 入庫時刻 2018年 4月26日 (木) 11:22
 出庫時刻 2018年 4月26日 (木) 14:13
 駐車時間 2:51
 駐車料金 A料金 320円

=====
合 計 320円
お 預 り 320円
お 釣 0円
 上記正に領収致しました。
 =====

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全てが政務活動費	320円	100%	320円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-8-04-05
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話およびデータ通信費		
年月日	引き落とし日 平成30年5月31日	金額	3,299円

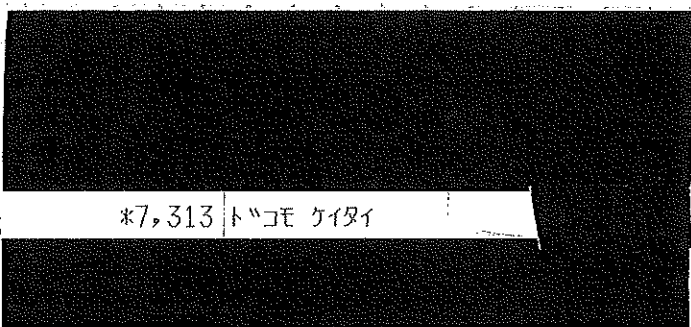
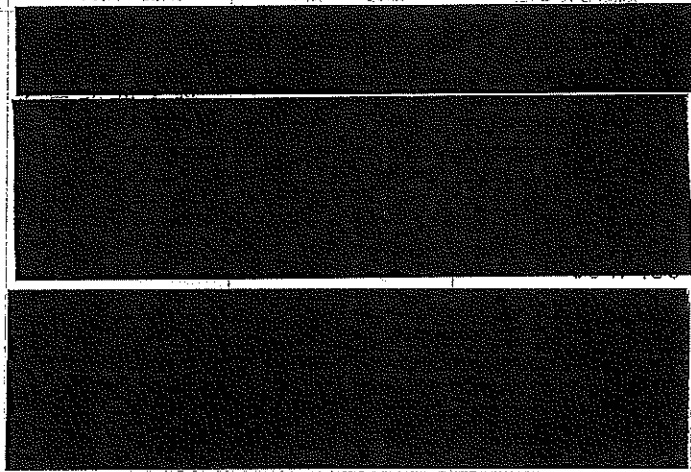
目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	平成30年5月請求分
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 基本料金 743円 (基本料金) パケット定額料金 4,700円 (通信料) カケホーダイ定額料 667円 (通話料) (小計) 6,110円 消費税(8%) 488円 合計 6,598円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用との按分	6,598円	1/2	3,299円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-4-5

年月日	記号	お支払い金額	お預かり金額	差し引き額	順 号
1 30-03-13	BA				
2 30-03-27	BF				
3 30-03-30	FF				
4 30-03-30	BA				273
5 30-03-30	BA				273
6 30-04-02	BF				
7 30-04-10	BF				
8 30-04-13	BA				
9 30-04-25	BA				273
10 30-04-26	BA				273
11 30-04-26	BA				273
12 30-04-27	FF				
13 30-05-01	BF				
14 30-05-10	BF				
15 30-05-16	BF				277
16 30-05-18	BF				
17 30-05-31	BF				
18 30-05-31	FF				
19 30-05-31	BA				
20					
21					
22					
23					
24					



*7,313 トコモ ケイタイ

記号の説明
 BA, BF 入金
 FA, FF 振込
 C0, 1, 2, 3, 4 他種入金
 TF, TO 振立
 BA, BF 支払
 口座振替の振込額として記載されている場合は、お支払い金額に口座振替の振込額を加算し、そのお振込に該当する金額の旨を添付します。
 なお、お振込可能時刻は、お振込の口座により異なります。

8

8

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

1-8-4-5

(1 / 1ページ) docomo

お客様氏名 CUSTOMER NAME	鈴木 澄美 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]	

ご利用額のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。
The following amount was transferred from your account.

ご利用年月 MONTH OF USE	2018年4月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	7,313円 (541円)
振替日 TRANSFER DAY	2018年5月31日(木)

前々月ご利用額	7,313円(税込)
タイプX1にねん (2018年4月末現在)	継続利用期間は、4月まで6年11か月です。タイプX1にねんご契約期間は1年3か月です。
* * * *	* * * *

ポイントのお知らせ	2018年5月よりdポイントクラブをリニューアルいたしました！ 新特典「ずっとドコモ割プラス」をはじめ、ドコモを長くご利用のお客さまや、 ポイントをたくさんご利用のお客さまも、さらにおトクを実感いただける内容とな っております。詳しくは「dポイントクラブサイト」をご覧ください。
* * * *	* * * *

お知らせ

【NTTドコモからのお知らせ】-----
*** ドコモからのお知らせ ***
ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス（NTT東西の加入電話等）の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制
度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

株式会社NTTドコモ 料金領収証

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

株式会社NTTドコモ
〒100-6150
東京都千代田区永田町2-11-1

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *	
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *	
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *	
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	* * * *
	口座番号 (ACCOUNT)	* * * *

本書は電子文書です。




1-8-4-5

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (4/1~4/30)	
◇基本使用料 (計) 743	743	基本使用料 (タイプXi にねん)	合 算
◇パケット定額料等 (計) 4,700	4,700	Xiパケ・ホーダイ ライト定額料	合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 1,329	300	spモード利用料	合 算
	380	ケータイ補償お届けサービス利用料 (380)	合 算
	300	ドコモWi-Fi利用料 (spモード)	合 算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWi-Fi)	合 算
	667	Xiカケ・ホーダイ定額料	4月ご利用分 合 算
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
	-20	eピリング割引料	4月請求分 合 算
◇消費税等相当額 (計) 541	541	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計 7,313	7,313	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、4月末で	6年11か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、	60です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	6,772円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

整理番号	1-8-04-06
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---



支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	事務員雇用		
年 月 日	平成30年4月1日～平成30年4月30日	金 額	66,500円

目 的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使 途	平成30年4月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	

給与明細書 平成30年4月分

氏 名	給 与	手 当	支給総額	控 除	差引支給額	受領印
	133,000	0	133,000	0	133,000	




雇用時間数 140.0h × 単価 950円 = 給与総額 133,000円

133,000 × 1/2 = 66,500円 (政務活動費充当)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会との按分	133,000円	1/2	66,500円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	1-8-04-07
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	事務所賃借料		
年 月 日	平成30年4月1日～平成30年4月30日	金 額	49,500円

目 的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使 途	平成30年度4月分賃借料 (水道光熱費、ファックス・コピー等使用料、駐車場分を含む)
政務活動・ 県政との 関 連 性	
<p>＜領収書貼付枠＞</p> <p>領収書はそれぞれ発行</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会との按分	99,000円	1/2	49,500円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-4-7

領 収 証

平成30年4月30日

紙
印
円

鈴木 澄美 様

¥ 4 9 , 5 0 0 ※

(現金・小切手)

但 富士市比奈1418番地の2、4月分事務所賃料

水道光熱費・通信費および駐車場の賃料

内
訳

政務活動+後援会 合計99,000円(政務活動費分按分1/2 49,500円)

事務所賃料:60,000円 水道光熱事務・通信費:24,000円 駐車場3台分:15,000円

上記金額正に領収致しました。

住 所 富士市比奈1418番地の2

株式会社 富士不動産センター



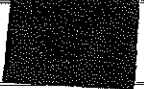
氏 名 代表取締役 鈴木 茂樹



割り印

キトリセン

整理番号	1-8-04-08
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	---

支出証拠書 (自動車燃料代)

【4月分】

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km


(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	866	18円 × 866 km / km	15,588円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 鈴木澄美 

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関するものである。	15,588円	100%	15,588円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
4月1日	沼川河川整備地元要望現地調査	自宅ー沼川柏原地区 (往復)	12
4月1日	富士市北松野逢来橋交差点信号機改良について地元要望現地調査	自宅ー北松野逢来橋 (往復)	38
4月2日	信号設置ほか地元要望について担当部署との協議	自宅ー県庁 (往復)	96
4月4日	不明者土地対策意見書説明	自宅ー土地家屋調査士会富士支部 (往復)	20
4月5日	公共用地の処分について担当部署の協議	自宅ー県庁 (往復)	96
4月8日	富士市武道館建設構想に係る事前調査 県空手大会を通じた裾津市総合体育館の武道館機能調査	自宅ー裾津市総合体育館 (往復)	138
4月10日	富士貨物協同組合とトラック中継施設設置に向けた意見交換	自宅ー富士貨物協同組合 (往復)	14
4月10日	富士見台地区内横断歩道不具合現地調査	自宅ー富士見台地区 (往復)	10
4月13日	富士見台地区交通安全対策県担当者との協議	自宅ー県庁 (往復)	96
4月13日	富士市立岩松北小学校県境教育意見交換	自宅ー岩松北小学校 (往復)	26
4月16日	集中豪雨による道路冠水対策協議	自宅ー県庁 (往復)	96
4月16日	県新年度予算の商工会議所幹部への説明	自宅ー富士商工会議所 (往復)	14
4月17日	世界遺産議連山口・福岡県視察送迎 (往路)	自宅ー新富士駅 (往路)	16
4月19日	世界遺産議連山口・福岡県視察送迎 (復路)	自宅ー新富士駅 (復路)	16
4月19日	吉永北地区生涯学習推進会総会での県政報告	自宅ー吉永北まちづくりセンター (往復)	10
4月22日	県美農里プロジェクト「富士山れんげまつり」視察	自宅ー富士市東部地区 (往復)	10
4月23日	富士農林事務所管内今年度施策説明	自宅ー富士農林事務所 (往復)	16
4月23日	新々富士川橋期成同盟活動内容市説明	自宅ー富士市役所 (往復)	12
4月24日	優良従業員表彰式にて働き方改革や人材確保、神座育成などについて報告と意見交換	自宅ー富士商工会議所 (往復)	14
4月27日	地元交通安全対策について担当部署との協議	自宅ー県庁 (往復)	96
4月28日	浅間古墳整備と活用について地域住民と調査及び意見交換	自宅ー浅間古墳 (往復)	10
4月30日	企業主導型保育所視察 (開所式参加と運営者との意見交換)	自宅ー神戸 (往復)	10
合 計			866

整理番号	1-8-04-09
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木澄美)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u>		
内容	NPO 法人 ふじ環境倶楽部 年会費		
年月日	平成30年 4月./ 日~平成30年 5月31日	金額	340円

会の趣旨・目的	環境保全や環境教育等を主たる活動目的とする市民活動
会の活動内容等	田宿川・和田川・松原川・沼川等河川愛護に県と市、地元企業・市民と協働で取り組む。
政務活動・県政との関連性	リバーフレンドシップに長く関わってきたことで、県行政との橋渡しを果たしてきた市民団体を通じて、県施策の評価を確認する。
<p>〈領収書貼付枠〉</p> <p>対象期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで <i>領収書原本: H29年度</i> 2,000円 × 2/12 = 340円 (平成30年度分充当 (1-11-6-3) に添付 平成30年4月から平成30年5月まで)</p>	
<p>※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・<u>その他</u> (<u>定款</u>)</p>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に関わる	340円	/	340円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-4-9

領 収 証

鈴木澄美

様

No.

★

¥ 2,000-

内 訳

現金

小切手

手形

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-08

但

子会費

2007年 6 月 2 日

上記正に領収いたしました

収入印紙

特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部

〒417-0815 富士市増川19-1

TEL 0545-38-0088 FAX 0545-39-0057

特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県富士市増川19番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民・企業・行政のパートナーシップを基本としながら、富士地域（富士市及びその周辺地域）の自然及び社会的な地域資源を掘り起こし、また歴き上げるとともに、地域資源を活用したまちづくり計画の策定、まちづくり活動の実践、市民団体相互のネットワークの構築等を通じて、市民がこの地域で誇りを持って働き、暮らしていただける資源循環・環境共生型のまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 富士地域の自然及び社会的な地域資源（以下「富士地域の地域資源」という。）の調査、整理、広報に関する事業
 - ② 富士地域の地域資源を活用したまちづくり計画の策定、提案に関する事業
 - ③ 富士地域の地域資源を活用した現場でのまちづくり活動の推進に関する事業
 - ④ まちづくりに関する勉強会の開催等、人材育成に関する事業
 - ⑤ 富士地域の市民団体等のネットワークの構築及びその活動推進に関する事業
 - ⑥ ①～⑤の事業を進める上で必要な行政、企業、市民のパートナーシップ形成に関する事業
 - ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は次の4種とし、推進会員をもって法上の社員とする。ただし、人格なき社団等が推進会員になるときは、その団体を名をもって法上の社員とする。

- (1) 個人推進会員
この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有する者。
- (2) 一般会員
この法人の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有しない者。
- (3) 団体推進会員
この法人の目的に賛同して入会した法人・団体で、総会における議決権を有するもの。
- (4) 団体一般会員
この法人の目的に賛同して入会した法人・団体で、総会における議決権を有しないもの。

(入会)

第7条 会員は、この法人の目的に賛同し、自ら進んで知意を出し、汗を流し、活動することに同意したものでなければならぬ。

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表はそのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。

3 代表は、前項のものが入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体等その旨を通知しなければならぬ。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならぬ。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の任一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会する事ができる。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏名
代表	佐野 毅
副代表	小池 智明
副代表	中澤 洋子
理事	太田 眞弓
監事	佐藤 雄蔵

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明します。
平成29年7月19日

静岡県富士市増川19番地の1
特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部 法人印
理事 加藤 裕一

- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年5月31日までとする。

この定款は、平成24年6月23日から施行する。

この定款は、総証の日(平成24年9月12日)から施行する。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一号に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名する事ができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名譽を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に、弁明の機会を与えなければならない。

(拠出品の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費及びその他の拠出品は、返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 2人
- (3) 理事(代表及び副代表含む) 3人以上
- (4) 監事 1人以上

(役員を選任等)

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 代表及び副代表は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれその役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

(役員の仕事)

- 第15条 代表は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 2 副代表は、代表を補佐して業務を掌理し、代表がかけたときはその職務を代行する。表に事故があるときはその職務を代理し、代表がかけたときはその職務を代行する。
- 3 代表以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に關し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所屬行に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)
 第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または退任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。
 3 役員は、解任し、または任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)
 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)
 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任する事ができる。
 (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられぬと認められるとき。
 (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)
 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償する事ができる。
 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(顧問)
 第20条 この法人に、必要に応じて顧問を置く。
 2 顧問はこの法人の運営等について専門的立場からアドバイスできる有識者とし、理事会の推薦により、代表が委嘱する。

(職員)
 第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
 2 職員は、代表が任免する。

(9) 解散に関する事項 (残余財産の帰属すべき事項に限る)
 (10) 定款の変更に関する事項

(解散)
 第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 (1) 総会の決議
 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 (3) 会員の欠亡
 (4) 合併
 (5) 破産
 (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において出席推選委員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)
 第49条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)
 第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席推選委員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法
 (公告の方法)
 第51条 この法人の公告は、この法人の揭示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則
 (細則)
 第52条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て代表が別に定める。

附則
 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
 2 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 (1) 個人推選委員 入会金 3,000円 年会費 2口以上 1口 2,000円
 (2) 個人一般会員 入会金 1,000円 年会費 1口以上 1口 2,000円
 (3) 団体推選委員 入会金 20,000円 年会費 1口以上 1口 5,000円
 (4) 団体一般会員 入会金 なし 年会費 1口以上 (5,000円)

第40条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第41条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表が作成し、その事業年度の開始する日の10日前までに理事会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出する事ができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席推進員数の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地 (所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項 (役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会費に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、推進会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び活動決算
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 合併
- (5) 役員の選任または解任
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 役員の報酬
- (9) 資産の管理
- (10) その他にこの法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 推進会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から代表が指名する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、総推進員数の3分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した推進員数の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した推進員数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 理事または推進員が総会が総会の目的である事項について提案した場合において、推進員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第30条 各推進員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない推進員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の推進員を代理人として表決を委任する事ができる。

3 前項の規定により表決した推進員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する推進員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 推進員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した推進員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、推進員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会及び運営委員会

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算の作成並びにその変更

- (2) 役員職務
- (3) 運営委員会の組織及び運営
- (4) 暫定予算
- (5) 予算費の決定及び使用
- (6) 総会に付議すべき事項
- (7) その他運営に関する事項

(理事会の運営)

第34条 理事会の運営方法は、理事会の議決を経て、代表が定める規則による。

(運営委員会)

第35条 この法人は事業の円滑な遂行を図るため、運営委員会を設ける。

2 運営委員会は、法人が行う事業全般について、理事会の議決に基づき、企画、調査、研究、事業を遂行する。

3 運営委員会の組織及び運営方法は、理事会の議決を経て、代表が定める規則による。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入金金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

整理番号	1-8-04-10
------	-----------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 自民改革会議・鈴木 澄美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自賠償保険料		
年月日	平成30年4月 / 日～平成31年3月31日	金額	6,457円 12,915円

目的	政務活動における自家用車の整備		
使途	自賠償保険料 (H30年度分)		
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動全般の移動手段		
<領収書貼付枠> 自賠償保険料 25,830円 領収書原本は、H29年度<1-11-5-4>に添付。 今年度分 25,830 × (12/24) = 12,915円 自家用との按分 12,915 × 1/2 = 6,457円			

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用の按分	12,915円	1/2	6,457円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

1-8-4-10

領 収 証

(部品整備代地) № 155121

鈴木 澄美 様

平成 29 年 5 月 17 日

静岡スバル自動車株式会社
本社 静岡市清水区坂町南
電話 (054) 346-2270

金額	725,830	円			
入金種別	現金	725,830	小切手		
	クレジットカード				

上記金額領収いたしました

内 容	金額
部品整備代	
車検代行料	
重量税	
自動車保険料	725,830
車検印紙代	
任意保険料	
盗難手数料	
リサイクル料	

店名	受領印
〒	

※春日井自動車保険料引取書発行の場合、上記保険料充当領分につき本領収証は無効となります。
※本領収証は必ず受領印を捺印し、捺印の無いものは無効です。

静岡スバル自動車株式会社
受領印

証明書番号

平成 29 年 5 月 17 日

自動車損害賠償責任保険証明書

下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	自動車の種類	使用の本拠の所在地	自乗
保険期間	保険料	指定金額	¥25,830
住所及び氏名	住所	住所	住所
異動事項			
管轄店名及び所在地	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時	取扱者	7445078



平成22年4月1日の保険法の施行および自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う自賠責保険における主な変更点をお知らせします。

- 「自動車損害賠償責任保険普通保険約款」の改定について
平成22年4月1日以降保険始期のご契約より自賠責保険の約款を一部改定しております。なお、平成22年3月31日以前保険始期のご契約であっても、平成22年4月1日以降発生のお事故については、改定後の約款に基づいて取り扱います。
＜主な改定内容＞
被保険者が保険金を請求する場合、必要となる書類をご提出いただく等、必要な手続きを完了した日からその日を含めて30日以内に、引受保険会社は、保険金を支払うために必要な事項の確認を終えて保険金をお支払いします。(特別な預金または預金に不可欠な場合には、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を要する時期を被保険者に通知し、約款に定める日数までに保険金をお支払いします。)
- 時効の改正について
平成22年4月1日以降発生のお事故について、保険法および自動車損害賠償保障法における保険金等の請求権の時効が2年から3年に改正されています。

■自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)の概要
自賠責の運行によって他人を負傷させたり、死亡させたりしたために、被保険者(保険の補償を受けられる方、具体的には保有者または運転者)が損害賠償責任を負う場合の損害について保険金をお支払いします。(人身事故に限りです。)
※ 保有者には、レンタカーを借りて使用する人、友人の車を借りて使用する人なども含まれます。

■保険金等のお支払い内容
自賠責保険の保険金等は、迅速かつ公平に保険金等をお支払いするために、国土交通大臣および内閣府大臣により「支払基準」が定められています。

損害の種類	支払限度額(被保険者1名あたり)
害 害 による 損 害	最高120万円
後 追 損害 による 損 害	特選乗換・精神・肉體回復等に寄与し賠償を要する必要がある場合 常時介護のとき:最高4,000万円 臨時介護のとき:最高3,000万円 被保険者の程度により 第1級:最高3,000万円~ 第14級:最高75万円
死 亡 による 損 害	葬儀費、逸失利益、慰謝料(本人および遺族)
死 亡 する までの 期間 による 損 害	最高3,000万円
死 亡 する までの 期間 による 損 害	最高120万円

■事故時のご対応および保険金等のご請求
事故を起したときは、まず、けが人の救護に努め、それと必ず警察に届け出てください。また、被害者と加害者、自賠責保険証明書番号など事故のあらましを速やかに引受保険会社に届け出てください。
自賠責保険への請求は、被保険者(加害者)だけでなく被害者からも行うことができます。また、本明書のほか、仮払金の制度があります。保険金等の請求に必要な書類や手続きの詳細につきましては、引受保険会社にご確認ください。(裏面もご覧ください)

自動車損害賠償責任保険 保険料領収証

平成 29 年 5 月 17 日

証明書番号

自動車登録番号、車両番号又は標識の番号(車台番号)	保険料	住所	取扱者
保険期間	¥25,830	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 〒160-8338 新宿区西新宿1-26-1 (事故)0120-281-110 24時間365日 (契約)0120-281-552 平日9時~17時	7445078

契約者 鈴木 澄美 様

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
受領印

上記保険料を領収いたしました。